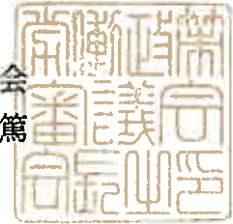


労 審 発 第 1375 号
令和 4 年 1 月 31 日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和 4 年 1 月 31 日付け厚生労働省発基安 0131 第 25 号をもって諮問のあった「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和4年1月31日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 城内 博

「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令
案要綱」について

令和4年1月31日付け厚生労働省発基安 0131 第25号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。